

平成 28 年 4 月 27 日

熊本県信用保証協会の震災関連融資制度の取り扱いについて

この度の平成 28 年熊本地震により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当行では、このたびの地震により被災された皆さまの災害復旧に関する資金ニーズにお応えするため、下記のとおり各種の制度融資をお取り扱いしておりますので、お知らせいたします。

また、震災の影響により既存借入金の返済に支障が生じている中小企業の皆さまに対しましては、元金等のご返済猶予など、条件変更に対応いたします。詳細につきましてはご遠慮なく、最寄りの窓口にお問い合わせ下さい。

記

1. 震災関連制度融資

制度名	震災支援短期資金
ご利用いただける方	震災により直接的、間接的に被害を受けた熊本県内の法人および個人事業主の方
資金使途	運転資金
ご融資金額	直近の決算期または確定申告の月商の 1 ヶ月以内
ご融資期間	6 ヶ月以内
ご融資利率	当行所定の金利
ご返済方法	期日一括返済
その他	別途、熊本県信用保証協会所定の保証料が必要となります

制度名	災害保証制度
ご利用いただける方	「激甚災害法」に基づき指定を受けた地域内に事業所があり、災害を受けたことについて各市町村長が発行した罹災証明を有する法人および個人事業主の方
資金使途	運転資金、設備資金
ご融資金額	280 百万円以内（協同組合等：480 百万円以内）
ご融資期間	10 年以内（但し、据置期間 1 年以内）
ご融資利率	当行所定の金利
ご返済方法	元金均等分割返済
その他	別途、熊本県信用保証協会所定の保証料が必要となります

制度名	中小企業経営安定特例資金（平成28年熊本地震特別融資）
ご利用いただける方	熊本市内に6ヵ月居住し、かつ同一事業を6ヵ月以上経営し、熊本市が発行した罹災証明を有する法人および個人事業主の方
資金使途	運転資金、設備資金
ご融資金額	15百万円以内
ご融資期間	7年以内（但し、据置期間1年以内）
ご融資利率	固定金利 年2.00% 利子補給率 年2.00%以内（貸出金利が上限）補給期間 3年間
ご返済方法	元金均等分割返済
その他	別途、熊本県信用保証協会所定の保証料が必要となります

※上記以外の制度融資（熊本県信用保証協会制度、各自治体制度など）の取り扱いもございます。詳しくはお取引店または最寄りの営業店までお問い合わせください。

※お申込みに際しては当行所定の審査を行い、審査結果によってはご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

2. ご返済の猶予など条件変更対応について（熊本県信用保証協会）

据置期間	6ヵ月以内 ※当面の据置期間として6ヵ月以内の条件変更にて対応します
必要書類	・保証条件変更依頼書 ・保証条件変更申込書 ※通常徴求している事業計画書、資金繰り表は原則不要です
据置後の対応	お客様の実情に合わせ、再度の元金据え置き条件変更など柔軟に対応いたします

以上

【本件に関する問い合わせ】

肥後銀行 法人営業部

担当：上原・水田

電話：0120-15-8911